8　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第八条関係）

9　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保することを規定している。（第九条関係）

10　一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人等の入国等に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払うことを規定している。（第一〇条関係）

11　いずれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等を規定している。（第一二条関係）

13　保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している。（第一四条関係）

15　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができること等を規定している。（第一五条関係）

16　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。（第一六条関係）

17　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。（第一七条関係）

18　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等を規定している。（第一八条関係）

19　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している。（第一九条関係）

20　一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認めること等を規定している。（第二〇条関係）

21　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している。（第二一条関係）

22　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決されなかったものは、仲裁委員会に付託すること等を規定している。（第二二条関係）

23　一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している。（第二三条関係）

24　仲裁に関する通知その他の文書の送達先について規定している。（第二四条関係）

25　この協定の目的を達成するために設置する合同委員会について規定している。（第二五条関係）

26　この協定の発効要件、有効期間等について規定している。（第二六条関係）

政　令

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十二号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（令和二年法律第六十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年九月二十三日とする。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年七月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十三号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（航空法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改める。

一　航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）第四条

二　航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）別表第四第五号及び別表第五第五号

三　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百二十号）第一条及び附則第二条